

平成24年（2012年）12月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成24年12月7日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成24年12月19日（水）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

（早退議員）

10番 東 篤布

不応招議員

11番 東 清剛

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	山岡 哲也
会 計 管 理 者	平谷 卓也	総 務 課 長	中場 幹
財 政 課 長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企 画 課 長	脇 博彦	税 務 課 長	尾上公敏
住 民 課 長	工門利弘	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建 設 課 長	上村康二
水道課長補佐	上ノ坊健二	紀伊長島総合支所長	世古雅則
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	松島保秀
監 査 委 員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

14番 中津畑正量

15番 川端龍雄

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、11番 東清剛君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

北村博司議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1

北村博司議長

それでは日程にしたがい議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

14番 中津畑正量君

15番 川端龍雄君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

北村博司議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 家崎仁行君。

家崎仁行総務財政常任委員長

皆さん、おはようございます。

平成24年12月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る12月10日、午前9時30分から、委員会室におきまして、委員6名全員出席のもと開催いたしました。説明のため出席した者は、議会事務局長、総務課、財政課、企画課、税務課、危機管理課の各課長及び職員であります。

本委員会に付託されました案件は、議案第60号 紀北町役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第61号 紀北町暴力団排除条例の一部を改正する条例、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の3件の審査です。

それでは、審査した議案順に、経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第60号 紀北町役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例の審査を行いました。

質疑に入り、委員から、掲示場所は全体で1箇所減ということでもいいのですかとの質疑に、改正後は、紀伊長島区4箇所、海山区4箇所となり、1箇所減の8箇所になりますとの答弁でした。

また、掲示板は新庁舎のどこに設置するのですかとの質疑に、場所は正面玄関の左右に設置していますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、全員賛成。よって本案は原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第61号 紀北町暴力団排除条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、委員から、条例の中での暴力団とは、どのような定義づけられていますかとの質疑に、本条例では、「暴力団員による不当な行為の防止等に法律第2条第2号に規定する暴

力団をいう」となっており、法第2条第2号には「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的に又は常習的に暴力団不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう」と定義づけられており、反社会的で犯罪を助長する集団を指しますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し討論に入り、討論はありませんでした。

採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の当常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分については、審査はありませんでした。

次に、総務課所管分について審査をいたしました。

質疑に入り、委員から、堀栄丸の予算は人件費ですか。また、1月4日から本庁舎が移りますが、通勤手当の補正は含まれているのですかとの質疑に、堀栄丸の予算の主なものは、旅費と時間外勤務手当です。本会議にて財政課長が説明したように、調整中のものもありますので、今後追加する場合があります。また、本庁舎移転に伴う通勤手当の補正は3月補正で対応しますとの答弁でした。

次に、財政課所管分について、これは質疑ありませんでした。

次に、企画課所管分についての審査を行いました。

質疑に入り、委員から42万円の計上額ですが、1回の価格はどれだけで、何回分を計上していますかの質疑に、消費税込みで、1回21万円を2回分で、42万円ですとの答弁でした。

次に、税務課所管分についての審査に入りました。

委員から、どういう理由によって、150万円出てきたのですか。過誤納付ということですが、その理由について答弁を求めますとの質疑に、この追加補正の150万円ですが、歳出還付について、予測することが難しいので、過去3年分の実績と前年の決算見込みの平均をとり、当初予算で税務課分544万8,000円を見込んでいましたが、10月末の支出実績が527万2,254円となり、予算残高が17万5,746円となりました。11月から3月までの還付分を167万5,000円見込んでいますので、差額の150万円を補正するものですとの答弁でした。

最後に、危機管理課分の所管分を行いました。

委員から、防災行政無線の屋外スピーカーの改修について、紀伊長島総合支所の屋上箇所ということですが、その他の箇所は必要ないのですか。また、遠隔制御装置は、なぜりサイクル

センターに移設するのですかとの質疑に、紀伊長島総合支所の屋上にある防災行政無線のスピーカーは、現在、支所の防災無線本体と有線で直結されていますが、本庁舎移転に伴い防災無線本体も新庁舎に移転することから、屋上スピーカーを無線で接続する必要があるための改修であり、他の箇所は改修はありません。

遠隔制御装置については、現在、紀伊長島・海山両消防署に設置していますが、津波の浸水リスクの少ない紀伊長島・海山の両リサイクルセンターに移設するものと答弁でした。

有線から無線になるが、障害等は考えられないのですかとの質疑に、現在、通信局の方に申請をあげているところで、場所的に電波障害はないと考えられますとの答弁でした。

次に、遠隔制御装置は、紀伊長島、海山両方のリサイクルセンターに移設ということですのでかとの質疑に、そのとおりですとの答弁でした。

また、装置はリサイクルセンター職員に操作できるものなのですかとの質疑に、危機管理課から指導しますとの答弁でした。

また、リサイクルセンターは、24時間体制ではないが機能するのですか。また、部外者が進入して、勝手に操作することができないような対策はとるのですか。放送できる人を決めておいたほうがいいのではないかと質疑に、セキュリティーについては、十分な対応を行いたいと思います。操作は職員に十分指導したいと思いますとの答弁でした。

次に、歳入の補助金の消防費補助金について、説明願いますとの質疑に、この補助金は教育委員会予算に充当する歳入で、各小学校の教室等に、合計66台の戸別受信機を設置するものですとの答弁でした。

次に、戸別受信機とは、防災行政無線のものでしょうか。今まで各学校に設置されていたと思いますが、増設するというのでよいのですかとの質疑に、防災行政無線放送の受信機で、各家庭にあるものと同じです。小学校に45台、中学校に18台、幼稚園に3台、計66台を増設すると伺っていますとの答弁でした。

戸別受信機が聞き取りにくいという声をよく聞くようになったが、戸別受信機または放送設備の老朽化の影響があるのですか。戸別受信機が既に生産中止になっているが、在庫は大丈夫ですかとの質疑に、戸別受信機についての役場への問い合わせの多くの症状は、放送が聞き取りにくく、あるいは聞こえなくなった等が大半です。

その場合、自宅に訪問したり、役場に戸別受信機を持ってきて試験電波を流し、受信テストをして確認しています。戸別受信機の設置位置を変更、または室内アンテナをしっかりと伸ばすだけで、受信状況が改善されるケースが大変多くあります。電波の状況は、周辺環境変化に

よる影響や家庭内での電子機器付近に戸別受信機を置くと、雑音が入りやすい等の影響がありますので、まずは設置位置の工夫をしていただきたいと思います。

また、乾電池の液漏れによる故障というケースが、まだ多くありますので、引き続き乾電池の定期的な交換をされるよう啓発に努めたいと思います。

現在、使用している戸別受信機が確保できなくなった場合は、ラジオ方式で検討の必要もあるかと考えていますとの答弁でした。

次に、逆に防災行政無線放送の音量が大きいという苦情も寄せられている。緊急放送はやむを得ないが、イベント情報等の放送基準を明確にされたいとの質疑に、前回の委員会での指摘を受け、販売等営利目的となる放送はやめる等、既存イベントでも表現方法を工夫し、短い文章にする等の改善を放送担当課に依頼しています。

イベント等の放送基準としては、担当課が必要と認めた場合、危機管理課で許可することとなっております。今後、各課と放送基準について、相談したいと思いますとの答弁でした。

次に、放送するイベントが増える一方であり、基準を明確にされ、防災行政無線のあり方を検討されたいとの質疑に、防災行政無線の使用要領がありますが、もう一度原点に戻って協議していきたいとの答弁でした。

以上で、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）に関する総務財政常任委員会所管関係の質疑は、すべて終了しました。

討論に入り、討論はありませんでした。

次に、採決に入り、全員賛成。よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました3案件についての、審査の経過と結果報告を終わります。

北村博司議長

次に、教育民生常任委員長 入江康仁君。

入江康仁君。

入江康仁教育民生常任委員長

皆さんおはようございます。

ただいまから、平成24年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、ご報告いたします。

去る12月12日、10時から委員会室におきまして、委員6人全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の

各課長及び職員であります。

また、本委員会に付託されました案件は、議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例と、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）、のほか特別会計補正予算2件の以上4件の審査でございます。

それでは審査した議案順により、経過と結果についてご報告いたします。

まず最初に、議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑といたしまして、条例は町で決めなさいということですかという質疑に対して、課長答弁といたしまして、今回の条例改正ですが、第2次一括法案が、平成23年8月30日に公布されたことに伴い、市町村が設置する一般廃棄物施設における技術管理者の資格に関する条例委任が、平成24年4月1日に施行されました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正があったということです。以前から定められていました、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条で規定されている基準を参酌して、町の条例を改正する必要が生じたためですという答弁でございました。

また、上位法令の改正によるものですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第21条に、技術管理者の規定があります。第3項には第1項の技術管理者は、環境省令で定める資格を有するものでなければならないとなっていました。ところが、環境省令で定める資格の後に、市町村が第6条の2第1項の規定により、一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設におかれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して、当該市町村の条例で定める資格が加えられたため、今回、町条例を整備しましたという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、町の施設では、第1号から第3号までの特定の資格を有している者を技術管理者としているのか。それとも、第4号の同等以上の知識及び技能を有すると、町長が認める者であるのか。町の実態を教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、第4号に規定されている前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者です。廃棄物処理施設技術管理者の講習を受講することになっており、その受講をもって、町長は認めていますという答弁でございました。

続きまして、質疑といたしまして、第4号に該当する者だけで果たしていいのですか。これからの取り組みを聞かせてくださいという質疑に対しまして、課長答弁といたしまして、今までは同等以上の知識及び技能を有する者として講習を受けた者を認めていましたが、今後、採

用時には技術士法に基づいた資格者も確認したいと考えていますという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り討論はありませんでした。採決に入り全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の当常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、住民課所管分についてであります。質疑といたしまして、18ページの職員人件費が774万7,000円減額されていますが、内訳を教えてください。また、電算機器の予算があがっているが、どのような変更になったのですかという質問に対しまして、課長答弁といたしまして、職員人件費774万7,000円の減額は、当初予算では7名分の予算を計上いたしましたが、4月の人事異動で1名減となったので、6名分の人件費に戻したものです。紀伊長島総合支所の課長補佐級の職員が減員となったので、その部分が大きいと思います。

各科目で、電算関係の予算を計上していますが、これは住民基本台帳や戸籍等、窓口業務のうち庁舎移転にかかるものですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、当初予算で人件費を7名計上していたものが、6名になったとのことで、予算の計上の仕方には問題なかったのですか。また、電算機器を新庁舎に移す際、新しい機器を購入するのか、どのように予算をするのかを教えてくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、戸籍住民基本台帳費では、住民系の職員人件費を計上しています。当初予算では、本庁が4名、紀伊長島総合支所が3名を計上していましたが、4月の人事異動によって、1名が他の部署に移り、残った職員が兼務することになったので、1名減となりました。電算機器については、例えば18ページの戸籍電算管理事業62万6,000円の増額となっていますが、戸籍システムのバックアップ回線の通信料、移設費、機器を構築するための費用であり、現在バックアップ回線として、INS回線を使っていますが、庁舎移転後は、通信がよりスピードアップできるADSL回線を使用する予定でございます。機器構築経費は62万6,000円のうち、57万円ほどあります。住民基本台帳ネットワークシステム運営事業について、62万1,000円増額となっていますが、文字を暗号化する住民基本台帳システム処理装置エックスという機械があり、三重県から支給されたものですが、その移設費用です。全体的には、本庁舎に配線等は設置されていますが、個々のシステム毎に、接続作業や設定を行うことが必要となってきます。

職員人件費の774万7,000円の減額は、減員となった1人の給料の部分だけではなく、共済組合の負担金率等が変更になったもので、その他の職員分の共済費等の減額分も含まれておりま

す。

住民課所管分に関しては、これで質疑が終わりました。

次に、福祉保健課所管分につきましては、質疑といたしまして、22ページの老人福祉総務費の378万6,000円の償還金について、前年度と今年度の事業内容と、前年度の返還金について、教えてくださいという質疑に対しまして、課長答弁といたしまして、地域支援事業ですが、この事業は広域連合からの受託事業です。

返還金の要因は、22年度は、この介護予防事業で、65歳以上の方の元気度チェックリストと検査をセットで、医療機関へ委託していました。23年度では、制度改正により元気度チェックリストを福祉保健課が行い、必要な方には医療機関での受診となりましたが、23年度のチェックリストの結果は、検査に該当する方がお見えにならなかったということで、その分の検査委託料が不用になったことで、返還金が生じました。この事業は、高齢者が介護状態に陥ることなく、健康に生活できるように支援するための経費となっています。事業の内容として、平成23年度は、一次予防で、介護予防教室や健康体操等、8項目行っていて、二次予防では、元気度チェックリストや元気クラブなど3項目を行っています。

なお、前回の22年度の返還金は、2万4,647円となっておりますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、年度途中で計画変更できないということですが、返還しなくてもいいくらい、むしろ足りないくらいの計画を立てないと、最終的には保険料に跳ね返ってくるわけですから、その目的で事業費を出しているわけですね。原点にかえて、最終的には医療費の減額に反映するように、あるいは施設にすぐに入所させるようなことではなく、自宅で健康で文化的な生活を送ることができるように、来年度からは取り組んでくださいという質疑に対しまして、今年度に関しては、検査委託料は20万円ほど計上しています。来年度に関しては、検査委託料が多く残ることはありませんという答弁でございました。

続きまして、質疑といたしまして、子ども手当の件でお聞きしたい。23ページの減額、2,228万2,000円について、子どもの人数が2,101人から1,999人へ減となっております。10ページの民生負担金の子ども手当の2,787万1,000円と、トータルで2,500万円ほど返還しているわけですが、このことについて精算基礎を教えてくださいという質疑でございました。その答弁といたしまして、国の負担金が減額になっています。県が263万1,000円増えています。これは、今年から国・県・市町の負担金が変わりました。

内訳は、この4月から、国は中学生の負担率を10分の10から6分の4に減額しました。そして、県に6分の1、町に6分の1と負担率が変わりました。また、年齢層によって負担率も違

っていますという答弁でございました。

続きまして、特例給付措置というのは、どのような内容ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、扶養家族が3人、これは配偶者と子ども2人という場合でございますが、960万円以上の収入があれば、所得制限に該当するという答弁でございました。

これで、福祉保健課所管分における質疑は終わりました。

次に、環境管理課所管分についてでございます。

質疑といたしまして、非常用発電機はいつ設置されましたか。どれぐらいの単位でこれを稼働させて点検していますか。平成20年9月に購入した消泡機は、反応槽の中に入れる吊り下げ式なのに、4年で壊れたのはどういうことなのか。メーカーはどこなのか。動いた時間は数時間と思われるので、点検ミスではないですかという質疑に対しまして、課長答弁といたしまして、非常用発電機の設置はクリーンセンターが稼働した年と同じで、平成6年です。点検は2カ月に1回の奇数月に一般財団法人中部電気保安協会にしてもらっています。消泡機のメーカーは、荏原インフィルコ株式会社ですという答弁でございました。

また、質疑で中古であれば何年もちますか。新品であれば、いつまでもちますか。保証年数は何年ですか。今回、新品を買うことにしていますか。メーカーから直接購入していますか。商社を経由していますか。それぞれの場合のメーカー名、商社名を教えてください。施設も20年近くになるので、全体がほころんできているのがよくわかります。修繕料で多額のお金を投じることよりも、経費等を考えた場合、新しく建て替えることも考えてほしい。将来計画は立っていますかという質疑に対しまして、消泡機は、平成20年に急に壊れた際、荏原インフィルコ株式会社様より中古品を無償提供していただいています。耐用年数ですが、メーカーの基準では3年から5年です。

クリーンセンターは、平成31年3月31日の期限で、三浦自治会と公害防止協定を結んでいます。その中には、更新可能の文言も盛り込んでいます。ローリングと町長との打ち合わせにおいて、新しい施設を建てることなど検討していますが、いつ建てるかは決まっておられないという答弁でございました。

また、新しく建てた場合、補助金はもらえますかという質疑に対しましては、答弁といたしまして、循環型社会形成推進交付金がもらえますという答弁でございました。

続きまして、非常用発電機修繕工事に関する質問ですが、非常用発電機は最低1カ月に1回は点検運転させる必要があります。1年に1度の点検では少ないのではないですか。エンジンは三菱かヤンマーのどちらかだと思います。ディーゼルエンジンの仕組みは簡単であるので、

修繕料は高額ではないのですか。非常用発電機は、何キロワットなのですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、エンジンはディーゼルエンジンで、出力57.7キロワット、ヤマハ製です。

エンジンが止まったときに原因調査しました。内容ですが、冷却水タンクの内部の腐食、さまざまな部品も取りかえる必要があるとのことでした。そういうことで、今回、計上させていただきましたという答弁でございました。

以上で、環境管理課所管分に対しての質疑を終わります。

次に、学校教育課所管分について、質疑に入りました。

学校に設置する戸別受信機は、全部で何個になりましたか。

また、危機管理課が保有する戸別受信機とは別に設置するのですかという質疑に対しまして、小学校11校で45個になります。1校あたりでは、少ない小学校で3個、多い小学校で5個になります。中学校4校では、少ない中学校では3個、多い学校で6個、合計18個になります。幼稚園では、各園で1個になります。これは各小中幼稚園に行き、実際に試験放送を行い確認しています。

今回、設置する戸別受信機は、危機管理課とは別に購入しますという答弁でございました。

ちょっとすいません。それでは、次へ進みます。次の質疑でございますが、開会の説明では66個といていたので、小中幼稚園の内訳を教えてください。予算書の説明に、「小学校図書及び特別備品整備事業」とありますが、図書は関係ないと思いますが、どうですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、小中学校幼稚園の個数は、小学校11校で45個、中学校4校で18個、幼稚園3園で3個、合計66個です。

「図書及び特別備品整備事業」の事業名を使ったのは、図書の購入はありませんが、備品等も購入していますので、その事業名を使いましたという答弁でございました。

質疑といたしまして、図書の購入はしていないので、特別備品整備事業（戸別受信機）のほうのわかりやすいのではないのでしょうか。検討をお願いしますという質疑に対して、答弁といたしまして、検討させていただきますという答弁でございました。

また、緊急速報が流れるまでの経路はわかりますかという質疑に対しまして、課長答弁といたしまして、緊急事態の発生から住民に情報が伝達されるまでの情報伝達の大まかな流れは、緊急事態の発生とその覚知として、津波や武力攻撃等の緊急事態の発生後、気象関係情報については気象庁が、武力攻撃等の国民保護関係情報については、内閣官房が、まず覚知します。弾道ミサイルの情報については、航空自衛隊の自動警戒管制組織、または、アメリカ戦略軍宇

宙総合機能構成部隊・北アメリカ航空宇宙防衛司令部から内閣官房に伝達されます。

消防庁への情報伝達については、気象庁または内閣官房は、覚知した緊急事態について、消防庁に情報を伝達します。地方公共団体への情報伝達は、消防庁は、通信衛星を經由し、緊急情報を全国の地方公共団体へ配信します。

住民への情報伝達については、消防庁から緊急情報を地方公共団体が受信し、市町村において、防災行政無線や有線放送電話が自動起動され、サイレン吹鳴や音声放送等により、情報が住民へ伝達される仕組みになっておりますという、答弁でございました。

気象庁または内閣官房から消防庁へ伝わり、消防庁から通信衛星を使い、各地方公共団体に配信し、地方公共団体が住民に知らせるといことですが、その場合、気象庁から学校に流れるまでの時間は、何秒ですかという質疑に対しまして、答弁として、時間までは把握していませんという答弁でございました。

また、戸別受信機は、危機管理課で、生産を中止すると聞いたことがあります、購入の経緯は説明できますかという質疑に対しまして、課長答弁といたしまして、生産をされているものがありますので、それを購入します。現在使われているものと同じ戸別受信機を必要数購入しますという答弁でございました。

これで、学校教育課所管分についての質疑が終わり、次に、生涯学習課所管分についての質疑に入りました。

質疑として、体育施設費で、増額された30万円は、1月分から3月分の施設電気料金だと説明をいただきましたが、これは体育館と武道館の2つの施設のものですかという質疑に対しまして、課長答弁といたしまして、光熱水費の増額は、体育館と武道館、グラウンドの夜間照明に当てられます。算出については、類似施設の赤羽公園、紀伊長島体育館の基本料金を参考に算出していますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、グラウンドに設置される散水栓の料金に関しては、庁舎の予算ですか。それとも生涯学習課の予算に含まれていますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、グラウンドの散水栓の水道料金に関しては、現在、生涯学習施設内に井戸があり、その井戸水を利用していますので、料金は発生しませんという答弁でございました。

以上で、生涯学習課所管分についての質疑を終わり、以上で、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）に関する教育民生常任委員会所管関係の質疑は、すべて終了いたしました。

討論に入り、討論はございませんでした。次に採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員

会関係部分については、原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第65号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑といたしまして、巷の報道では、社会保険の保険料収入のうち、2%程度を退職者の保険給付等に充てるため、自治体に納めると聞いていますが、そのような数字はつかんでいますかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、退職被保険者制度は社会保険に入って、60歳まで働き、退職後、病院にかかりやすくなった年代になってからは、国保に加入した場合、国保から全額給付を受けることになれば、ずっと加入してきた自営業者等の被保険者からの負担が増え、不公平になると考えられています。退職被保険者の療養給付は、これまで加入していた社会保険のほうが負担するのが本来ではないかという考えで始まった制度です。保険料については、会社や事業所等で働いていた時の給料等により算定されると思います。そこで徴収された保険料の何%が、どこに納められるかどうかは、把握しかねる部分でございますという答弁でございました。

続きまして、歳入6ページの療養給付費交付金の1,326万5,000円については、根拠の数字がないということですか。という質疑に対しまして、答弁といたしまして、この交付金の算定については、現在、平成23年度の医療費の額や保険料収入の額は確定しているので、概算でもらっていた平成23年度分の交付金と差し引いて精算しています。平成24年度分については、年度途中であり、医療費の確定はできない状況ですが、退職被保険者の医療費の金額や、保険料収入は、過去の実績により、年度当初に見込まれていますので、その推計により交付されています。来年度になれば平成24年度の金額が確定し、精算します。もらい過ぎであれば返還し、足りなければ追加で交付されることとなりますという答弁でございました。

次に、国保の被保険者になっても、退職被保険者であれば、医療費の全額から退職被保険者の保険料を差し引いた分は精算されて、全額入金されていることで理解してよろしいですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、そのとおりで、退職被保険者の医療費は、退職被保険者保険料を除く部分は、全額、社会保険診療報酬支払基金から交付され、最終的には町としての持ち出しが0になるということですのでという答弁でございました。以上で、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はございませんでした。

次に、採決に入り、全員賛成。よって本案は原案のとおり可決するものとして決定いたしました。

次に、議案第66号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

北村博司議長

次に、産業建設常任委員長 樋口泰生君。

樋口泰生産業建設常任委員長

産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。平成24年12月議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る12月11日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員6名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、農林水産課、商工観光課及び建設課の各課長、それに水道課の課長補佐、そして職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第63号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、議案第67号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上3件の審査であり、農林水産課所管分、商工観光所管分、建設課所管分、水道課所管分の順で審査を行いました。

それでは、審査をした議案順により、経過と結果について報告いたします。

議案第63号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結の審査を行いました。

内容においては、今回の変更契約は、国及び県補助金の追加に伴う変更委託事業契約を、県と締結するために、議会の議決が必要となったものであり、これにより平成24年度での工事着工を図ろうとする旨の説明がありました。

質疑に入り、委員から追加される90mについて、当初から計画にあがっていたものか、否かの質疑があり、当初から計画にあがっていた堤防870mのうち、今年度中に着手しようとするものですとの答弁でした。

次に、地質調査の結果について、液状化の心配はないのかの質疑に対して。液状化現象や円弧すべり等の影響は少なく、基礎工について、対策は必要ないとの結果が得られたという答弁でし

た。

質疑を終了し討論に入り、反対・賛成討論なく、採決を行いました。

採決の結果、議案第63号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、審査をいたしました。

まずは、農林水産課所管分であります。

内容説明は、県から森林環境創造事業500万円の増額内示により、事業範囲を追加するもの、及び町有林造成事業の事業料の見直し、そして、漁業共済赤潮特約事業補助金の実績見込みによる増額補正、最後に、台風17号等の影響による修繕料、手数料の増額でした。

質疑に入り、森林環境創造事業の委託料は具体的にどのような事業なのかの質疑に対し、引本浦赤石付近の環境林伐採を県からの内示により、0.22haの事業量追加が認められたという答弁でした。

また、町有林造成事業の内容についての質疑には、県・国の補助金内示額が下がったため、事業費を見直したという答弁でした。

次に、国有林の管理施業に関する質疑に対して、海山区町有林587.27haを直営・委託、両方式にて、長島区町有林658.29haに関しては、直営方式にて行っております。両方式で、いかに施業するかは、今後の課題ですとの答弁でした。

海山区と長島区の職員の人員配置はどうなっているかの質疑に対して、現在、海山班3名、長島班3名の6名の体制ですとの答弁でした。

また、作業員の待遇、雇用条件の質疑に対して、基本的に1年契約ですが、継続雇用が多く、日当制とのことでした。再質疑があり、官民あわせて山の作業員が減少している原因の一番は、所得が低いということですが、町有林という町の財産を守り、育成するためには月給制にし、魅力ある職場にしなければならない。加えて、山が荒れ、災害の原因にもなることを防ぐためにも、町が見本・手本を示すべきではないかとの質疑に対して、山林における技術の伝承と、山林保全の観点から、今後の検討課題ですと答弁がありました。

また、ほかの委員から検討するとの答弁は、何年をめどに方針を立てるつもりかの質疑に対して、検討作業に入ったというところで、確実な時期に関しては、お答えできませんとの答弁でした。

また、基準を設けて、結果を出せるようにしてはとの質疑では、検討の途に着いたところで

すので、ご理解くださいとの答弁でした。

そして、この地域は林業で栄えた地域です。災害を未然に防ぐためにも、安定した雇用の確保に努めていただきたいがとの質疑に対しては、肝に銘じまして、真剣に取り組んでいきたいとの答弁でした。

続いて、町が施業している山林には、貸付山林は含まれておりますかとの質疑に対して、含まれておりません。純然たる町有林ですとの答弁でした。

次に、今回の補正での人件費の増額は、当初から見込まれていたものですかととの質疑に対して、4月の人事異動により変動したものと聞いておりますとの答弁でした。

農林水産課の人員配置はどうなっているかという質疑に対して、農政係3名、林政係2名、林務員2名、水産係2名ですとの答弁でした。

最後に、漁業振興対策事業で、10万2,000円が計上されており、赤潮特約に対する補助金とのことですが、漁業者、組合、どちらに補助するものか。また、補助率はどのようにとの質疑に対して、金融機関に補助を行い、国3分の2、県6分の1、町6分の1ですとの答弁です。

以上で、農林水産課所管分の審査を終了いたしました。

次に、商工観光課所管分の審査を行いました。内容説明は、観光活性化対策事業で、看板の修繕、温泉施設管理運営事業では古里温泉燃料費、光熱水費等の不足部分の補正。そして、観光振興推進事業については、ラブめし決定戦PR活動等の費用。人件費においては、社会保険の違算による補正。きほく倶楽部の店舗マップ等の印刷製本費用といった説明がありました。

質疑に入り、委員から観光費の内容に関する質疑に対して、温泉施設管理運営事業の238万4,000円については、燃料費と光熱水費を足したものの、観光活性化対策事業については委託料、観光振興推進事業も委託料という答弁でした。

続いて、本会議でも質疑がありました観光協会の社会保険料の算定間違いについての質疑があり、社会保険の内訳として、厚生年金、健康保険、雇用保険、年齢による介護保険ですが、全体で事業所負担分が、約14%程度。これに対して、当初予算では、健康保険部分を加算していなかったため、8.029%で計上しており不足を生じました。金額は78万4,319円ですとの答弁でした。

続けて質疑があり、年間で必要な社会保険料が幾ら必要で、どれだけ足りなくて、何人分なのかの問いに対して、必要額は193万7,319円、それに対して当初予算が115万3,000円、差額78万4,319円、これが不足となり補正で計上いたしました。また、人数は4名分ですとの答弁でした。

次に、温泉施設管理運営事業について、燃料費、光熱水費の高騰に伴う事業費増についてと、フロントサービス等の向上による入浴者の増加に努めるのかという質疑があり、その質問に対して答弁が、毎年、需要費が増加し、施設の老朽化も進んでいるため、入浴客の集客に力を入れていくことが責務であります。古里自治会と相談の上、サービス部分について、改善を申し入れるとの答弁でした。

続いて、入浴券の売上代金の取り扱いについての質疑に対して、今は館長が集金されたものを、町金庫に納入とのことでした。

以上で、商工観光課所管分の審査を終了いたしました。

次に、建設課所管分の審査を行いました。内容説明、質疑はありませんでした。

討論に入り、反対・賛成討論なく、採決を行いました。

採決の結果、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）は全員賛成で、原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。

次に、議案第67号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の審査を行いました。内容説明はありませんでした。

質疑に入り、初めに電気代の単価の引き上げに対する説明を求める質疑があり、次のように答弁がありました。平成24年度の本町の水道関連施設トータルの電気代について、4月から10月までの使用電力量や電気代を、平成23年度と比較しますと、使用電力量としては、約1.5%減少しているにもかかわらず、電気代は8.1%増加しています。これは電気料金計算単価が値上がりしたことによるものと分析しており、電気代は基本料金と使用料金、さらに省エネ負担金の合算で請求されます。基本料金は、その月に電力の使用がなくても支払う料金ですが、供給電力が高圧の場合、町内でいいますと、便ノ山、紅ヶ平ですが、デマンド値と呼ばれる瞬間的な最大需要電力によって、1年間の基本料金が大きく変わってくる仕組みとなっております。

また、使用量料金は、使用者が使った電力量に単価をかけて算出され、その中には燃料費調整単価も含まれており、この単価も燃料価格上昇に伴い、値上げ傾向にあります。その他、省エネ負担金と呼ばれる太陽光発電促進賦課金であるとか、再生可能エネルギー発電促進付加金が電気代として計上されており、これらの単価も値上がりしています。

以上の要因から、平成24年度水道関連施設のトータルの電気代については、使用電力量が減少していますが、電気代は増加することとなったのですという答弁でございました。

次に、総係費の中の配水管の費用についての質疑に対して、水道管の老朽化に伴う漏水及び破裂は、近年では修繕では追いつかないような状況になっており、管路の抜本的な布設替整備

計画をつくり、順次、進めていく旨の答弁でした。

続いて、布設替えとなると距離も長くなり、建設課との連携が不可欠であります。どうお考えかの質疑に対して、建設課との連携については、住民に迷惑のかからないよう工事を進めてまいりますとの答弁でした。

次に、先ほどの議論に戻り、企業向け電気料金の値上げの報道はなされていないとの認識しておりますが、電気料金を自ら算出しましたかとの質疑に対して、請求書には細かく積算の基礎が出ており、分析の結果、補正を計上いたしましたとの答弁でした。その答弁に対して納得できる解答ではないとの質疑がありまして、その納得できないということへの答弁では、次のようになされました。デマンド値の積算は、瞬間的な電力の上昇に伴い、1年間の基本料金が決定し、水道施設においては一時的に上がったからといって、その時点で止めることが不可能であります。デマンド値監視装置も導入しておりますが、管理が行き届かないというのが現実、できる限り状況を把握し、節約に努めますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。

反対・賛成討論なく、採決を行いました。

採決の結果、議案第67号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）については、全員賛成で、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託された議案の審査の結果と経過報告を終了いたします。

北村博司議長

これで、各常任委員長からの報告を終わります。

北村博司議長

ここで、10時55分まで、休憩いたします。

(午前 10時 40分)

北村博司議長

それでは、休憩前に引き続いて、会議を開きます。

(午前 10時 55分)

北村博司議長

続きまして、先の9月定例会において、継続審査となっております平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長 瀧本攻君。

瀧本攻決算特別委員長

瀧本。それでは、23年度の報告をいたします。

9月定例会において、決算特別委員会に付託されました、平成23年度の紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計の決算認定について、11月12日と13日で審査を行いました。それぞれ各担当課職員出席がありました。報告させていただきます。また課におきましては、詳細な決算特別委員会配付資料をつくっていただきまして、ありがとうございました。それでは、順によって、決算の報告をさせていただきます。

議会事務局の関係で、1億449万3,000円になっておる、その中で、議会の議員の報酬がですね、4,514万円と、共済が3,850万2,000円の中で、この共済費に変動がありますかという質問がありました。いわゆる年金ですね。23年度の6月に廃止された年金について、1期が終わればですね、この額が落ち着いてくるんじゃないかということでございます。ちなみに23年度は88.5%ありまして、今年度は57.6%、これはいわゆる議員報酬に対する掛け率でございます。

それから、総務課に入りまして、34ページの委託費の不用額が4,047万3,000円ありまして、これは繰越明許分ですということでございました。

庁舎の水道光熱水費は何課の所管となっておりますかということですが、これは財政課で所管しておりますということでございました。

それから、財政課に入りまして、パソコンの管理等は具体的にどのようにしていますかということで、平成23年度では46台を購入し、決算は418万6,000円ということでございます。管理費については、6ページのこの出された書類に載っていますもんで、これを見ていただければわかると思います。

それから、公用車の使用について、240万程度の不用額が発生しておるということがありましたが、公用車の287万1,000円が車両購入しましたと。それで、燃料費が280万、使用料が150万、低燃費車やったとか、有料高速道路の片道利用の推進などで、経費削減を図っているというこ

とです。そういうことで240万の、いわゆる不用額が出たということでございます。

ハイブリッドについても質問がありました。現在、1台ハイブリッドが町にあるそうでございます。

それから、主要事業の成果の7ページですけども、一時借入金が12万1,000円支出されておるといこと、これは5億円をですね、6日借りまして、365日分の6日、金利が1.475で、いわゆるタイムラグの問題で、3月の時点で金が入ってくるのがないものですから、そこで一時借入を6日間したということ。ちなみに、町では利子代かからんそうです。利子代がかかるとおそらく10万円ぐらい要すると思うんですけど、いずれにしろ12万1,000円です。

財調のいわゆる20億3,288万8,000円の残高があるが、地方交付税の抑制による支援はないかと。この件は、例の赤字国債の件で、私ら審議したるときに、それがなかったものですから、赤字国債がとおって、それで解散に至ったんで、この件については、私らは審議したんですけども、これは問題になりませんでした。ただ議論が出ましたということです。

それから、企画課。いわゆる広報きほくの発行部数について、企画課の前に積んであるということをおっしゃったんだと思うんですけども、8,800部つくっておりますけども、8,600世帯があり、200部がいろんなところに用意しとるということでございます。ちなみに、一部124円です。12カ月になると1,490円、だから1軒あたり1,490円のきほく広報紙がかかるといことでございます。これは配送費も含まれておりますかというこの質問に、配送費も含まれております。

それから、CATVの放送の1,955万7,000円については、行政放送でですね、41週分で710万3,250円、文字放送で41週分で107万6,250円、町長の年頭あいさつ作成分が5万8,800円、議会放送分が189万円、ダイジェストが9万4,500円、その差額はですね、放送量の回線使用料750万円とその他150万円です。それで、1,955万7,000円ということです。

それから、地方バス運行の第3種生活路線はということ、これは長島区から尾鷲市までの国道のバスのことですと、補助金が1,339万8,000円については、尾鷲市が0.202、紀北町が0.798の割合になっています。

それから、島勝から尾鷲の路線はどうなっていますかということですけども、島勝から尾鷲については、国庫補助金は受けてませんが、これは三重交通が単独で運行しているということでございます。

電源立地交付金はどのように使われているかということですけども、いうたら消防616万円、小型動力ポンプ、これは電源三法によって規制があるので、こういう使われ方をしているとい

うことでございます。

それから、リーダー研修会の旅費等がありますが、また負担金が1,856万5,348円、これ資料いただいたので、資料に載っておると思うんで、研修は東京と千葉にいきましたと、これが45万2,120円、同行した講師の費用が12万4,400円、講師の謝礼が11万円、リーダー研修は7回開催して、現在3期生が研修を行っておるということです。この赤い点がありますが、後ほど一覧表を提出しておりますので、おそらくその中に、別紙のところに書いてあると思います。

税務課のほうにつきまして、いわゆる滞納、廃業・倒産した事業ものがあるか、予算の中です。滞納している法人のなかには、廃業・倒産業者の滞納も含んでいます。具体的に内容はどうですかと課長に質問しましたんですけど、課長は現在のところ把握していませんということでした。

滞納業者には、町の業務を請け負うような業者は入っていませんかということに対して、指名業者のなかには滞納業者は入っておりません。これは、いわゆる入札のことだと思うんで、そういうことは入っておりません。

固定資産税の収納率が79.22%、不納欠損が802万6,006円ということで、滞納が多いのか教えてください。町内に居住している場合でも滞納者が多いか。これに対して、固定資産税の町外の滞納者には、納税通知が返送されるような方もいまして、町外の地権者にも滞納者が多いといえます。また、町内の方でも固定資産税は、所得に関係なく課税される低所得者の方の滞納者も多くなってきておりますという答弁でございました。

町税の当初の予算が、税の予算ですね、収入が15億137万8,000円、収入済額が15億6,678万7,000円ということで、増えている原因については、町のたばこ税と町民税が増えているということでした。

それから、新聞等に県内の他市町村の固定資産税の課税の誤りについて報道されていましたが、念のために聞きます。報道された固定資産税の課税の誤りについては、同じ評価方法の誤りで、多数の課税対象者への課税が誤ったケースです。当町においても、毎年ある程度の個別の誤りがあり還付しているケースがあります。最も多いのは、いわゆる家屋をですね、登記から滅失登記していないと。それで、未登記の家屋が滅失漏れになっているということでございます。いわゆる登記されていないということです。滅失登記と建物を建てても登記していないと。

出納室に移ります。出納室は別に問題はありませんでした。

住民課、いわゆる住民情報システム運営事業についてのセキュリティーについて、質問があ

りました。住民基本台帳のシステムは住民系の係員が、自分のIDとパスワードで、ログインするようになっていました。総務課長と住民課長が、これを最終的にチェックしております。また、情報の中枢となりますサーバー室への入退室の管理については、二重のチェックをしているということでございました。

それから、総務課からいただいた資料のうち、委託料の不用額が25万5,034円、繰越明許費が4,047万3,000円、なぜ繰り越しをされたのか教えてください。これは、平成23年度に総合住民情報システムの更新を行いました、入札の結果、前回と同じく日立システムズが落札し、住基法改正と庁舎移転を考慮して、町にとって有利な更新方法として、一部の更新業務を翌年に繰り越したということでございます。

福祉保健課について、町長のウォーキング推進事業の205万7,000円の事業の実行場所と回数について、質問がありました。これは、町長がお答えになっているんですけども、毎月第3日曜日に開催しています。昨年度は9回で405名の参加でございました。町内8つのウォーキングコースがあり、紀伊長島区が4区、海山区が4区、計8箇所で開催しております。

お金につきましては、報償費が13万7,750円、需用費が7万7,550円、役務費が1万1,500円、委託料が172万7,250円で、それから、補助金で11万円、205万7,225円ということでございます。これも39ページの資料のところに書いてありますもので、ご参照いただけたらと思います。

それから、赤羽療の件について、18ページの老人福祉負担金が、収入済額が1,763万2,686円、この内訳が配食サービスと老人ホーム入所者という、老人のための入所料ということの負担料ということをお聞きしますという質問がありました。赤羽療の収入の財源は、その他のところの1,694万2,000円、その内訳は入所者負担が1,021万6,000円、それから、入所者の受託収入が645万8,000円、これは大紀町の方も入ってみえるんだと思うんで、大紀町から受け取っております。一般財源からは、町の持ち出しとしては2,137万8,000円となっているというご解答でございました。

交付税は入ってくるんですかという質問がありましたけども、だいたい概算で約8,000万円ぐらいの交付税で入ってきているというご解答でございました。委員からは8,000万円入ってくるとうそい黒字になるんじゃないかということでしたんですけども、課長からは過去の目安からいいますと、平成21年度、全部で9,000万円の収入に対して、歳出が8,400万円、約600万円の黒字の目安です。交付税がこの分に幾らという明細がないので、はっきりした数字はつかみきれませんが、現状としては養護老人ホームは人件費で臨時職員などの採用をしておりますので、その関係で何とかとんとんでやっていける状態であるということでございます。

次に、環境管理課。リサイクルセンターの修繕費の1億1,300万円、これ支出が突出しています。この内容を教えてくださいということでしたんですけども、これは45ページですね、そこに詳細がありますので、だいたい1,100万ぐらいですか、あがっています。これはちょっと重要なんで、47ページを、これのですね、環境8、47ページ。

パッカー車の質問もありましたので、これですね、決算特別委員会配付資料、パッカー車の問題は、いわゆる118万9,791円、それで、業者もちゃんと書いてあります。それから、車検に伴う費用は44ページ。それで、45ページに書いてあるのを、再度大きくしたやつが47ページに書いてありまして、海山区では5,881万158円、詳細は非常に難しいんですけども、ご覧いただいたらと思います。

それで、今の長島で、海山区が49ページから52ページです。5,437万2,505円。ちなみに、22年度も書いてあるんで、21年度もあるんで、それだけごみの修繕費に要っというところのございます。

委員から県内での修繕の許可を持っている業者を使ってほしい。なぜ県外の業者ばかりを使っているのか。県内の近くの業者であれば、緊急時にも対応できるとの質問に対して、43ページにあげておる業者をですね、変えていただけないかと、修繕等について。これは検討するというございました。

それから、農林水産課。頭首工の修繕箇所の質問がありました。林道は森林組合が管理しておるかという質問がありました。これも65ページにですね、頭首工のことが書いてありますもんで、65ページに。頭首工の件が65ページに、海山区全体で、湯口のほうで、湯口の頭首工で9件、便ノ山で5件、小山で2件、上里で2件、船津の2件。それで、長島区で二叉木っていうのかな、11件。十須で4件、それから、紀伊長島区の三ツ谷の用水路で3件、下河内で3件、そして、紀伊長島の大原の用水で5件、計23件、ほか23件、細かいものも入れて23件のございます。それが全体で69件のございます。

それから、車のリースについてのお尋ねがありまして、リース料が47万2,000円と、農地費の中に使用料のリース料257万円、どのような車両と何台なのか。また、257万円のリース料ということで、これも57ページ、58ページの使用料の賃借料で、作業用のリースについては、草刈り機等の維持に関する車両、箱バンタイプと軽ダンプ1台ということです。

シカ、イノシシ、サルの駆除に対する許可はとの質問に対して、町から許可を出して猟友会に駆除をしていただいていますという答弁のございました。サルは、23年には追い払い作業員を、新たに2名を用意しました。2名を追加して、効果的な追い払いまではいきませんでした

というご解答でございました。

商工観光課。町が商工会に補助金を出しておる点についての質問がありました。それに対して、課長のほうから67ページをご覧くださいと、いわゆる補助金の町の充当額1,162万円に対して、経営改善普及事業指導で700万円使われている。それで、地域総合振興事業で462万円でございます。これは67ページに、こちらのほうに載っていますので。

同じく17ページ、これは決算の17ページ、熊野古道のシャトルバス事業の負担の300万1,000円、熊野古道にシャトルバス、これは県が出しているそうでございます。県が、このお金を出しているということで、81ページですね、この説明書の。この中の、いわゆる上から、数字の入っていない4段目に300万1,000円、熊野古道シャトルバス運行事業、三重県、シャトルバスは三重県の、県が負担で出させていただくということでございます。

燈籠祭についても質問がありまして、事業補助として1,038万2,000円を出しておるといふことなんですけれども、これも83ページにですね、きほくふるさと体験塾事業費だとか、夏祭りKOD080万、燈籠祭事業に470万、大白浜の、これは花火ですね、110万。それから、紀北観光協会に244万8,000円、この補助金の合計ですね、1,038万2,000円、このいわゆる補助金の中のものでございます。

それから、建設課に移りまして、主要事業の19ページに、橋りょうのですね、維持補修事業が紀北町橋梁点検業務として、決算で800万1,000円、170橋、170の橋について、これも85ページにですね、資料がありますので、ちょっとこれ見にくいですが、これちょっと説明します、ちょっと見にくいですか。15m未満が170の橋ということでございます。修繕計画の策定については、平成25年度ですべて完成するという予定となっておりますので、その結果が出ないとできません。これは、点検についての質問でございました。

松島橋の点検の依頼は大丈夫かという質問あったんですけども、これは建設技術センターで点検していますという、ご解答でございました。それで、先ほどの橋の面で、15m以上のやつは43橋あるそうでございます。

それから、松島橋については、修繕計画の中で行っていたものではありませんが、危険な状況になってきたことで、建て替えをすると膨大な費用がかかるので、この事業ではないのですが、修繕で長寿命化を図っていきなさいと。修繕でしのぎたいということでございます。

それから、町営住宅の管理費について、役務費で浄化槽点検手数料94万5,000円。それでこれは12棟の管理手当で、1棟あたり1人年3万円の手当で業務にあたってもらっているのでしょうかとの質疑に対して、38万9,000円が委託料、これはちょっとすいません、公園管理の件をちょ

つと残しました。公園管理の委託料は38万9,000円。38万9,000円は委託料で、元気の会で行っているそうでございます。

それから、12棟に管理費を払っておるのは、1カ月に2,500円を、12団地の管理人に払っておるということでございます。

危機管理課。防災無線の管理費について、2,302万9,000円ということは、備品購入以外の経費はJ—A L E R Tの経費ですかという質問に対して、J—A L E R Tにかかる経費は33万3,846円ということです。それから、中継局の修繕費が361万950円、保守点検で219万1,350円、この2,302万9,000円の防災無線について、一番大きいのは、三重県に防災行政無線の利用料などの負担が1,014万5,050円あります。

J—A L E R Tの防災無線について、これは毎年かかる費用なのかということが、質問ありました。大体ですけども、1,600万円ぐらいの費用が、固定費としてかかるという答弁でございました。

24年度の決算の報告で、先ほど渡されたんですけども、戸別受信機の150台の購入の根拠はどこかということで、やはり現在、800以上あるので、いわゆる故障ですね、故障・取替、主に先ほど24年度の委員長報告にもありましたように、やはり電池のですね、錆が原因だそうでございます。電池の漏れ、これが一番のいわゆる修繕の問題でございます。

J—A L E R Tとは、緊急受信速報のことかということなんですけども、これも24年度の委員長報告にあったように、これはいわゆる全国瞬時警報システムで、地震・津波・台風、自然災害、弾道ミサイル、いろいろなものに対して、J—A L E R Tをということでございます。

気象庁から情報が出てくるまで、まず気象庁に入って、それから消防庁にいて、消防庁から入ってくると。先ほど、24年度の補正予算についても質問あったんですけども、あとはまたアメリカだとか、自衛隊だとかのものが入ってくる可能性は、ここでは質疑されませんでした。

ソーラー街灯について、今回17基ということですが、これは何基整備し、今後、何基整備予定ですかと。これまで50基を整備しています。来年度に10基の整備を予定していますとの答えでございました。

津波の避難マップ6,352万4,000円ですが、県支出金が2,185万5,000円ということだが、補助率はどうかと、どれくらいかと。地域減災力推進補助金ですが、避難路整備の費用は2分の1を限度として補助を受けております。

補助の上限はありますかということに対して、1施設に対して500万円となっております。ちょっと失礼します。

電源立地交付金の使用目的は、危機管理課の事業に限られているのですかということですが、これも91ページから92ページに、ちょっと見にくいですが、こういう絵図にも書いてあるんですけども、いわゆる電源3法に基づいて、これは使われなければならない。

次に、学校教育関係。議長、休憩いたさんでもいいかな。もうちょっと辛抱してください。

北村博司議長

ご自分は大丈夫ですか。

瀧本攻決算特別委員長

大丈夫です。

北村博司議長

それでは、続けてください。

瀧本攻決算特別委員長

学校教育関係ですね、小学校11校で4,900万円、小学校図書費及び特別備品整備事業1,200万円。これも93ページに一覧表が出ていますので、93ページを見ていただくと、大変申し訳ないですが、93ページに学校のこのお金の一覧表が出ていますので、これを参照にさせていただくとわかると思います。93ページと書いておいてください。

それから、小学校11校で何名の生徒さんがいますかというこの問いに対して、小学校は795名です。それで課長は、中学校のこともご答弁されて、499名ということでございます。

給食についての質問がありました。1食220円から250円でやっております。給食回数は、年間183回です。

地元材を使用しているのですかというこの問いに対して、ほとんど地元材を使っておりますが、地元がなければ三重県内、それで三重県の近隣の都道府県、安全を重視してやっております。

1食の単価は、人件費を含んでの単価かとの問いに、人件費は含まれておりませんということです。人件費が約1億円、その他の経費がかかっていると思いますが、経費節減に関しては努力して、光熱水費や漏水箇所の改修をしたり、実施していますということです。

それから、生涯学習課で、海山区で図書選定委員会を設置する必要があるのではないですかと。長島区にあるそうでございますので、質問がありました。今年度の1月、2月には、紀北町全体の図書選定委員会を設立し、来年度から運営していく予定だという答弁がありました。

成人式の費用についての質問がありました。成人式に要した費用は、38万3,540円です。予算は40万5,000円でありました。

自主文化事業の費用はいくらですかと。23年度の文化振興事業に要した費用は、253万3,158円ですとの答弁がございました。

次に、水道課に移りまして、95ページを見ていただくとわかるんですけども、この賠償の問題の請求ですね。今年度は492万1,606円、23年度。それで、通年で96ページに、いわゆる6,952万3,942円ということでございます。

それと、あとはですね、以上が、平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算の認定について、そういう質疑がありました。

採決に入りまして、反対討論なし、賛成討論なし、よって全員賛成で、本案は原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

それでは、特別会計の国保会計ですね。

ちょっと訂正いたします。採決するを残して、認定しましたと。

国保会計で、今年の10月29日、30日、31日ですか、長野県の佐久市へ行ったときの質問がありまして、課長から非常に参考になったということの答弁がありました。当町も、5歳アップのことをめざしておるので、そういうやりとりがありました。佐久市の、いわゆる問題ですね。課長が報告したように、保健指導員を、10万人の都市で2万5,000人ぐらいもっているということでございます。

それと、紀北町の1人あたりの医療費は、22年度ワースト1、23年度ワースト2、紀北町の保険料の県内の高いほうから30位、30位ということは、いうたら応納・応益で、保険料は安いんだと思います、国民健康保険の。

国保会計について、討論・採決を行いました。

反対討論なし、賛成討論なし、よって本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

後期高齢者、医療費と保険料の関係はどうなっておるかということで、後期高齢者の場合は、10%が自己負担になり、10%で補うことになっております。

後期高齢者医療で支払われる医療費の医療機関はどこの機関か。金額はわかりますかということの質疑に対して、町の医療費の支出は、療養給付費等負担金として、三重県の後期高齢者医療広域連合に、月単位で集計されたものを支払っているため、医療機関ごとの金額はわかりませんと。これは、多分、津の市長がやっておると思うんです。

議員視察の際の「医療は治癒ではない。予防であるという」佐久市のあれですね、課長から佐久市の視察を踏まえて、医療機関と連携を大切に、国民健康保険・後期高齢者医療保険に

とどまらず、町全体の施策として医療機関・各関係と連携をとっていきたいと思っております。

反対討論、賛成討論なし、全員賛成。よって本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

介護サービス、139ページですけども、介護サービスの341万9,686円、職員処遇改善交付金、これは介護の報酬に対してですね、交付率が2.5%で乗りましたので、介護報酬総額、だから嘱託職員の賃金が改善されたということであります。

それから、支払い方についての質問がありましたが、以前は日給制で支払われていましたが、今は月給制で支払われるようになっておりますということの答弁でございました。

反対討論なし、賛成討論なし、全員賛成で、よって本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

水道会計に移ります。特別会計の水道会計です。

まず、10ページの、水道の特別会計ですね。建設仮勘定が857万5,000円と、無形固定資産は何かということと。未収金4,500万円の質問がありました。まず、建設仮勘定は、いわゆる建設の仮勘定でございまして、建設途中でございまして857万5,000円。どこかという、古里と道瀬統合整備事業でやっている事業でございまして。

その他の無形資産の2,226万円は、上水道の管理システムを構築して946万円。それから、水道事業基本計画、地域水道ビジョンとして、水道施設の整備等を具体的に進めていくための計画につくったのが、その費用として1,280万円を計上しております。

ここで一番大事な4,544万円の未収金についてですけども、これも97ページに載っておりますとおり4,500万円が、現年度分と過年度分をあわせて、未収になっております。97ページのところ、24年3月現在、これは24年3月ですね、だから、23年度の、その次のページですね、99ページ。大雑把にいて、長島区で3,000万円、海山区で1,500万円、この表に書いてあるとおりでございまして。それと、過年度分について、非常に収納率が悪い、現年度分については、ほぼ90%の好感の徴収率を行っているということでございます。この横に、その時効のことも、ちょっと配付させてもらったんですけど、水道の場合、学校給食は2年で時効、上水道は2年で時効、こういうことを踏まえて、行政も非常に大変でしょうけども、考えていかなければならないと。水道については、一応4,500万円の未収入金についてということでございます。

利益については、どうなっていますかということですけども、上水道の経常利益については、前年度に対して31.2%、これは前年の100%に対して、31.2%という、減収しているということで、68.8%減っておると、この要因は主に高速道路事業関係の工事が、ほぼ来年度ですか、で

終わろうとしているので、その関係だと思えますという答弁でございました。

討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、全員賛成。よって本案は原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、平成23年度、認定1号、認定2号、認定3号、認定4号、認定5号、当委員会に付託された審査と結果を報告させていただきました。どうも、長時間ありがとうございました。

北村博司議長

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

北村博司議長

ここで、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

(午前 11時 56分)

北村博司議長

休憩前に引き続いて会議を開きます。

(午後 1時 00分)

北村博司議長

続いて、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件につきまして、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第60号 紀北町役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第61号 紀北町暴力団排除条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、総務財政常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第65号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第66号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第63号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、産業建設常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第67号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成23年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

これで、決算特別委員長報告に対する質疑を終了します。

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3

北村博司議長

日程第3 議案第60号 紀北町役場庁舎移転に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第60号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

全員賛成です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 議案第61号 紀北町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第61号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第5

北村博司議長

次に、日程第5 議案第62号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第62号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第6

北村博司議長

次に、日程第6 議案第63号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第63号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

北村博司議長

次に、日程第7 議案第64号 平成24年度紀北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（発言する者なし）

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第64号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8

北村博司議長

次に、日程第8 議案第65号 平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2

号) についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第65号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第9

北村博司議長

次に、日程第9 議案第66号 平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第66号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

賛成多数です。挙手多数です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定いたしました。

日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第67号 平成24年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

北村博司議長

次に、日程第11 認定第1号 平成23年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第11 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 認定第2号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第12 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 認定第3号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮りします。

日程第13 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

北村博司議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 認定第4号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発 言 する 者 な し)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

日程第14 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第15

北村博司議長

次に、日程第15 認定第5号 平成23年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。

日程第15 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

北村博司議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、議長のお許しをいただきまして、閉会のご挨拶をさせていただきます。

本定例会では、本日まで終始熱心にご審議をいただき、提案いたしました議案並びに決算認定につきまして、原案どおりご同意、並びにご可決をいただき、誠にありがとうございました。

国政におきましては、新たな内閣が26日ごろに発足する見込みのようでございます。景気の回復を最優先にするといわれている次期政権の政策に対応できるよう、紀北町の将来を見据え、全職員とともに、課題に素早く取り組んでまいり所存であります。

また、厳しい財政状況やさまざまな情勢の変化を勘案しながら、平成25年度の当初予算編成を進めておりまして、住民目線に立った、さまざまな重要課題に対応していくための施策が実行できるよう、力を注いでまいりたいと考えておりますので、今後もより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたが、今年も余すところわずかとなりました。議員の皆様はこの1年のご苦勞に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、輝かしい平成25年の新春をお迎えくださいますよう、心から祈念を申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

北村博司議長

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。平成24年12月定例会の閉会にあたり、議長として、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

去る12月7日から本日まで、議員の皆様方、町長並びに職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会ができましたことを、心からお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、歴史を振り返ってみますと、私ども今、着席いたしております本会議場は、昭和41年に海山町議会議場として完成をいたしております。平成17年に旧紀伊長島町との合併以降も、新町紀北町の本会議場として、実に46年間にわたり町政の檜舞台として使われてきたわけでご

ございます。新庁舎への移転まで、まだ少し間がありますけれども、おそらくこのあと、この本会議場が使われることは、多分なかろうかと存じます。特別なことがない限り、これが最後の本会議になろうかと思えます。実に46年間、使用されてきたわけでございますけれども、この間、土砂の採取問題、あるいは原発問題、あるいは平成16年の海山大水害など、幾多の問題や困難があったわけですが、旧海山町、紀北町の議会の皆様方、先輩諸兄もあわせて乗り越えてこられました。そして、町政の発展に、この議場が大変寄与してきたということになろうかと思えます。

私は、合併後の7年間に、ここに座らせていただいた、議場に入らせていただいただけでございますけれども、20年、25年と、長い間にわたって、この議場でご活躍なされた方も、現にこの議席にはいらっしゃいます。特別な感慨を持って、本日のこの閉会を迎えられたこととお察し申し上げます。

なお、議員の皆様方に置かれましては、年末年始を控え、ご多忙のこととは存じますが、健康には十分留意されますようお願い申し上げます。先ほど、少し触れさせていただきましたけれども、新庁舎の開庁式を1月4日、金曜日になりますけれども、午前8時15分から新庁舎の玄関前にて開庁式を挙げるというふうに伺っておりますので、議員の皆様方、全員ご出席をお願いいたします。

こういう移転に関わってですね、理事者、執行部当局では、年末に、29日に引っ越し作業を予定しているようでございますので、議員控室にありますロッカーや棚等に、もし私物がございましたら、本日お持ち帰りいただきますようお願い申し上げます。例規集等はロッカーと一緒に運んでいただけるようですんで、それ以外の、いわゆる私物の本とか、そういったものはお持ち帰りいただきたいと思えます。

なお、職員の皆様に申し上げます。新年度の予算編成を始め、年末には引っ越し作業等で大変忙しい日が続くと思えますが、なにとぞよろしく願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、町民の皆様におかれましては、日ごろから町議会に対しまして、温かいご支援とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。これから寒さが厳しくなります折から、インフルエンザの流行も気になるところでございますけれども、健康には十分ご留意され、良き新年をお迎えになることをお祈り申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

この1年間、本当にありがとうございました。

北村博司議長

以上をもちまして、平成24年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時 24分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成25年3月5日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 中津畑 正量

紀北町議会議員 川端龍雄